

第2. 沿道景観形成地区

1 良好な景観形成に関する考え方

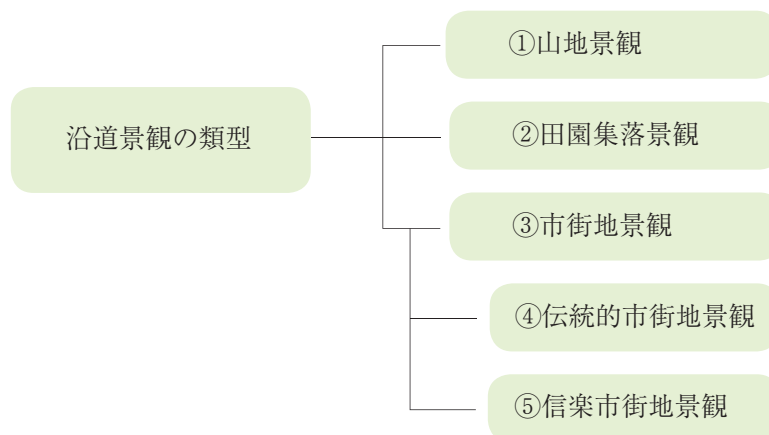
(1) 沿道景観の類型

沿道の景観は、それぞれの地形、地域の土地利用、住む人々の生活様式等により、自然豊かな山地部、広々とした田園地帯、沿道サービス施設等の連たんする市街地等さまざまな様相を呈しており、沿道景観を良好なものとするには、それぞれの地域の特性に沿った景観形成を図っていく必要がある。

このため、沿道の地形や土地利用等の実態をもとに、沿道景観を類型化することとする。

沿道に山が迫り、穏やかな起伏をなす山麓地域の山地景観、平野部に広がる農地や、緑豊かな風景の中に集落が点在する田園集落景観および沿道に住宅や商業・工業系の施設が点在したり、今後もこれらの立地が予想される市街地景観の3つの類型に区分する。更に市街地景観の中で最も特徴的な宿場町や街道筋の面影をしのばせ落ち着いた古いたたずまいが比較的残っている伝統的市街地景観と、地場産品の活用が図られ、特色ある建築物が建ち並びつつある信楽市街地景観に区分する。

この景観類型を沿道の各地域に適用するに当たっては、現状の景観とともに将来の開発計画等による景観の変化等も考慮して、地域の景観の類型を定めることとする。



(2) 基本方針

沿道景観の視点場は道路上である。このうち特に眺望を楽しめる区間、主要な交差点、橋りょう上、公共の施設や史跡等に接する部分等は、特に重要な視点場となる。

この視点場から沿道景観形成のあり方を考えるものとし、その基本方針を次のとおりとする。

	国道 307 号	国道 365 号	主要地方道大津能登川 長浜線
1) 親しみと うるおいの ある沿道景 観の形成	<p>古い歴史の中で人々に親しまれてきたこの道路沿いには、樹林や河川の自然景観が豊富であり、茶園や水田の中に瓦屋根の集落が点在し、ところどころには由緒ある史跡や社寺の境内林が見られる。更には、信楽焼きによるモニュメント等の新しい要素が加わりつつあり、趣を添えている。</p> <p>今後も親しみとうるおいのある沿道景観を守り育てていくために既存の樹林、水面、農耕地等の自然的景観の保全や新たな緑の造成を行うものとし、建築物や工作物についても周辺景観に調和するよう配慮するものとする。また、神社・仏閣や由緒ある史跡、社寺の境内林等落ち着いた歴史的景観を呈しているところにあっては、これらの景観を特徴づけている建築物や樹木等の保全を図るとともに、これら歴史的文化的遺産の観光資源としての活用等にも配慮した沿道景観形成を図るものとする。</p>	<p>この道路は、近世より北国脇往還と呼ばれ、旧道沿いには随所に道標等が見られ、北陸と東海を結ぶ街道であった面影を残している。また、付近には小谷城跡、渡岸寺等をはじめとする神社・仏閣・姉川の古戦場等の歴史的遺産とともに緑豊かな田園地帯の中に雪止め瓦を配した屋根をもつがっしりとした家屋からなる集落が散在し、それらが地域のシンボルである雄大な伊吹山系を背景に自然景観と一体となった湖北地方独特の景観を呈している。</p> <p>このような地域固有の自然や歴史的・文化的風物等の特性を生かし、親しみとうるおいのある沿道の景観形成を図るために農耕地や鎮守の森等の自然的景観の保全を図るものとする。また、歴史的景観を呈しているところにあっては、これらの景観を特徴づけている建築物や樹木等の保全を図るとともに、それぞれ周辺の建築物や工作物についても周辺景観に調和するよう配慮するものとする。</p>	<p>この道路は、古くから街道としての機能を持ち歴史の趣のなかで、付近には安土城跡や由緒ある神社、仏閣が随所に見られ、また田園地帯の中には瓦屋根の落ち着いた集落が点在する一方、それぞれの地域のシンボルとなっている、三上山、八幡山、安土山、織山、荒神山、磯山等が一体となった景観を呈している。</p> <p>このような地域の景観を踏まえ、親しみとうるおいのある沿道の景観形成を図るために既存の樹林、池、農地等の自然景観の保全や新たな緑の造成を行うものとする。また、由緒ある神社、仏閣やこれらの境内林等の歴史的景観を呈しているところにあっては、これらの景観を特徴づけている建築物や樹林等の保全を図るとともに、それぞれ周辺の建築物や工作物についても周辺景観に調和するよう配慮するものとする。また、道路は緑化に努めるものとする。</p>
2) 地域の活 性化に配慮 した沿道景 観の形成	<p>本路線の沿道は、伝統的あるいは近代的な産業の影響で、地形、地理的な立地条件等が生かされた土地利用計画に沿って市街化が進みつつあるので、用途地域等の将来計画を踏まえ、それぞれの地域特性を生かしつつ沿道の活性化に配慮した景観形成を図るものとする。</p>	<p>本路線の沿道は、産業および生活様式の近代化の影響により、都市化の波が押し寄せつつあるので、沿道の土地利用計画と整合を図り、それぞれの地域特性を生かしつつ沿道の活性化に配慮した景観形成を図るものとする。</p>	<p>本路線の沿道は、地理的な条件や大都市地域への通勤、通学圏にあるといった環境のなかで近年市街化が進みつつあるので、沿道の土地利用計画と整合を図り、それぞれの地域特性を生かしつつ沿道の活性化に配慮した景観形成を図るものとする。</p>

(3) 類型別景観形成の方向

①山地景観

良好な樹林や山林によって形成された緑豊かな沿道景観の形成を図る。

このため、道路は、のり面、道路施設、植栽等についてできるだけ周辺の自然景観との調和に配慮する。

また、山林の保全と併せて、建築物や工作物については、敷地境界線からその位置をできるだけ後退させるとともに、また、形態、意匠、色彩等についても自然景観に調和するよう配慮するものとする。さらに、敷地内の緑化を図り、自然と一体となった景観に配慮するものとする。

②田園集落景観

広がりのある田園のなかに瓦屋根かやぶの落ち着いた集落の家並みが点在し、背後の緑豊かな山並みと一体となった郷土景観の保全を図る。

このため、道路は、のり面、道路施設、植栽等についてできるだけ周辺の自然景観との調和に配慮する。

農地や社寺の樹林は保全を図るとともに、建築物や工作物は周辺の田園景観や落ち着きのある集落景観と調和するよう形態、意匠、色彩等について配慮するものとし、さらに、敷地内の緑化を図る。

また、集落内を流れる小川等の護岸には、できるだけ自然素材を用いるなど地域になじむ景観の形成に努めるものとする。

③市街地景観

地域条件等を生かした、調和と統一感のある街並みを形成し、市街地内でも緑豊かな沿道景観の形成を図る。

このため、道路は緑化に努めるとともに、道路施設等に景観的な配慮を行い、親しみとうるおいのある魅力あふれた空間の形成を図る。

建築物や工作物は、道路からできるだけ後退を図り、道路景観にゆとりをもたせるとともにその形態、意匠、色彩等に配慮するものとし、また人工的な印象を和らげるため、敷地周辺の緑化に努めるものとする。

④伝統的市街地景観

かつての宿場町や街道筋の面影を残す町並みの保全と町並みに調和した沿道景観の形成を図る。

このため、道路は緑化に努めるとともに道路施設等に歴史的な景観配慮を行い、伝統的空間の形成を図る。

建築物や工作物は、壁面線の統一に配慮するとともに形態、意匠等は周辺の景観との調和を図る。

⑤信楽市街地景観

地域住民や観光客が楽しく歩ける歩行者空間と個性ある町並みにより、陶芸のまちとしての地域特性を生かした活気のある沿道景観の形成を図る。

このため、道路は緑化に努めるとともに歩道の舗装や道路設備等に地域の特性を生かした景観的な配慮を行い、親しみとうるおいのある空間の形成を図る。

建築物や工作物は、まとまりをもたせるよう、その形態および意匠に配慮する。

また、地場製品の活用と敷地内の緑化等により、個性と風格のある緑豊かな沿道景観の形成に努めるものとする。

2 行為の制限に関する考え方(景観形成基準)

(1) 届出の必要な行為と基準項目

沿道景観形成地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ届出が必要となる。

(届出対象行為)

- ㉗建築物等の新築、新設、増築、改築または移転
- ㉘建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- ㉙木竹の伐採
- ㉚屋外における物件の堆積
- ㉛土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ㉜水面の埋立てまたは干拓

(基準項目)

- ㉗建築物等の敷地内における位置、形態、意匠、色彩または素材
- ㉘緑化措置または樹木等の保全措置
- ㉙木竹を伐採する場合の位置または規模
- ㉚屋外において物件を集積し、または貯蔵する場合の位置、高さまたは遮へい措置
- ㉛鉱物を掘採し、または土石の類を採取する場合の遮へい措置または事後措置
- ㉜水面を埋め立て、または干拓する場合の護岸の措置
- ㉝土地の形質を変更する場合ののり面の措置
- ㉞その他知事が景観形成のため必要と認める事項

(2) 沿道景観形成地区の景観形成基準

①景観形成基準の考え方

沿道景観に影響を与える行為は、建築物等の設置行為をはじめ、木竹の伐採、物件の集積、土地形質の改変行為等多岐に及ぶ。

これらは住民の生活あるいは事業者等の産業活動と密接に関連しているものであるが、沿道景観にも大きな影響を与える行為であるため、良好な沿道景観を保全し、またこれとの調和を図り、場合によっては新たに美しい景観を創造するという観点に立って、これらの行為がなされる必要がある。

このため、これらの行為をする場合の景観上留意すべき事項を景観形成基準（以下「基準」という。）として定め、基準に基づき、これらの行為に対し、必要に応じて勧告を行うものとする。なお、周辺景観に著しく支障があると認めるものは、条例に定める特定届出対象行為について、基準に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、設計の変更その他必要な措置をとることを命ずることができるものとする。

各種の行為に対応した基準の指針は次のとおりであるが、この活用に当たっては景観形成の基本方針および各景観類型における景観形成の方向をもとに景観類型別に定め、その運用を図るものとする。

ア. 建築物等の位置については、道路からできるだけ後退し、緑化のための空間を確保できるよう基準を定めるとともに（伝統的市街地景観は壁面線の統一を行い）建築物等の敷地については、緑豊かな沿道景観を形成するために必要であり、かつ、周辺環境との調和の得られる緑化措置および樹木等の保全についての基準を定めるものとする。

イ. 建築物等の形態、意匠および素材については、沿道の状況に応じて周辺と調和した落ちついたものとなるよう基準を定めるものとする。

- ウ. 建築物等の色彩については、周辺の景観と調和した落ちついたものとなるよう基準を定めるものとする。
- エ. 沿道に存する景観上重要な樹木、木竹等は極力保全するものとし、やむを得ず伐採しなければならない場合には、周辺環境との調和の得られる代替植栽等の事後措置を講じるものとする。
- オ. 屋外における物件の集積または貯蔵については、その高さをできるだけ低いものとし、敷地の外周部に遮へい措置を講じるよう基準を定めるものとする。用途上これらの措置が適切でないものについては、整然と集積または貯蔵するよう基準を定めるものとする。
- カ. 鉱物の掘採または土石の類の採取については、道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じ、また、採取跡地の緑化等を図るよう基準を定めるものとする。
- キ. 水面の埋め立てもしくは干拓または宅地の造成、土地の開墾その他の土質形質の変更行為に伴って生じる護岸、擁壁またはのり面については、周辺環境に配慮し、自然の素材の活用または緑化等により修景を図るよう基準を定めるものとする。



②景観形成基準

沿道景観の種類 行 為		市街地景観			
		山地景観	田園集落景観	信楽市街地景観 (国道 307 号) 伝統的市街地景観 (主要地方道大津能 登川長浜線)	
1 建築物(建築物に附属する門およびへいを除く。)の新築、増築または改築	敷地内における位置	(1)道路敷(以下「道路」という。)側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。		(2)周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並の形成に努めること。	
		(3)原則として、建築物の外壁は、道路から2メートル以上後退すること。	(4)原則として、建築物の外壁は、道路から2メートル以上後退するとともに、周辺の建築物の配置状況を勘案し、整然とした街路景観が形成できるよう配慮すること。		
		(5)敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣り合いよく配置すること。			
		(6)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。			

沿道景観の種類 行為		山地景観	田園集落景観	市街地景観															
				信楽市街地景観 (国道 307 号)	伝統的市街地景観 (主要地方道大津能登川長浜線)														
1 建築物(建築物に附属する門およびへいを除く。)の新築、増築または改築	形態	(1)周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。																	
		(2)周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区または山りょうもしくは樹林地がある地区では、原則として、勾配のある屋根を設けること。																	
		(3)勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。																	
						(4)周辺の建築物と調和した屋根(勾配、向き)等とし、連続した街並みを乱さないよう努めること。													
		(5)屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。																	
	意匠	(1)平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮すること。																	
		(2)大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。																	
		(3)周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとすること。																	
						(4)陶器の町にふさわしい商業業務地として、落ち着いた風格のある雰囲気を感じさせる意匠とすること。													
色彩	(1)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。				(2)けばけばしい色彩とせず、無彩色または茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。														
	(3)外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <th>上限値</th> <th>下限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10G</td> <td>6 以下</td> <td>3 以上</td> </tr> <tr> <td>0.1BG～10RP</td> <td>3 以下</td> <td>3 以上</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>-</td> <td>3 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	彩度	明度	上限値	下限値	0.1R～10G	6 以下	3 以上	0.1BG～10RP	3 以下	3 以上	無彩色	-	3 以上	
	色相	彩度	明度																
		上限値	下限値																
	0.1R～10G	6 以下	3 以上																
0.1BG～10RP	3 以下	3 以上																	
無彩色	-	3 以上																	
※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。																			
※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。																			
(4)色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。																			
(5)周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。																			
素材	(1)周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。																		
	(2)冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。																		
	(3)できるだけ、石材、木材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模したものとすること。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の景観を形成する素材と調和が図れるよう配慮すること。	(4)伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とすること。	(5)地域性のある素材の活用に努めること。	(6)周辺の建築物に用いられている素材もしくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮すること。															

沿道景観の種類 行為		山地景観	田園集落景観	市街地景観	
				信楽市街地景観 (国道 307 号)	伝統的市街地景観 (主要地方道大津能登川長浜線)
敷地の緑化措置		(1)敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。			
		(2)大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるものにあつては、原則として、それらの敷地の面積の20パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあつては、この限りでない。			
		(3)道路から後退してできる空地には、特に中高木や生垣による緑化に努めること。	(4)緑豊かな風格のある沿道景観を考慮した緑化措置を講じること。		
		(5)建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図られるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。			
		(6)大規模建築物にあつては、周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。			
		(7)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。			
		樹木等の保全措置		(1)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。	
(2)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。					
2 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するものの新設、増築または改築		(1)周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。			
		(2)建築物の敷地では、できるだけ樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模した仕上げとなる意匠とすること。			
		(3)道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木（生垣）によること。			
		(4)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。			
3 門（建築物に附属するものを含む。）の新設、増築または改築		(1)周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。			
4 擁壁の新設、増築または改築		(1)道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。			
		(2)できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとする。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。			
5 煙突またはごみ焼却施設 アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの 高架水槽の新設、増築または改築		(1)道路の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。			
		(2)原則として、道路から2メートル以上後退すること。			
		(3)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。			
		(4)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。			
		(5)できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。			
		(6)常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。			
		(7)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。			
		(8)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。			

沿道景観の種類 行為	市街地景観		
	山地景観	田園集落景観	信楽市街地景観 (国道 307 号) 伝統的市街地景観 (主要地方道大津能登川長浜線)
6 彫像その他これに類するもの新設、増築または改築	(1)原則として、道路から2メートル以上後退すること。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等は、この限りではない。		
	(2)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。		
	(3)原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りではない。		
	(4)周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。		
	(5)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。		
	(6)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。		
7 汚水または排水を処理する施設の新設、増築または改築	(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。		
	(2)原則として、道路から2メートル以上後退すること。		
	(3)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。		
	(4)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。		
	(5)平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。		
	(6)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。		
	(7)敷地外周部は、緑化を図り、容易に望見できないようにすること。		
	(8)常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。		
	(9)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。		
	(10)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。		
8 メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築	(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。		
	(2)原則として、道路から2メートル以上後退すること。		
	(3)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。		
	(4)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。		
	(5)敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあつては、原則として、その敷地の20パーセント以上を緑化すること。		
	(6)敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。		
	(7)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。		
	(8)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。		
9 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築	(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。		
	(2)原則として、道路から2メートル以上後退すること。		
	(3)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。		
	(4)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。		
	(5)できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。		
	(6)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。		
	(7)敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあつては、原則として、その敷地の20パーセント以上を緑化すること。		
	(8)常緑の中高木を主体とする樹木により施設の規模に応じた修景緑化を図ること。		
	(9)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。		
	(10)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。		

沿道景観の種類 行為	市街地景観		
	山地景観	田園集落景観	信楽市街地景観 (国道 307 号) 伝統的市街地景観 (主要地方道大津能登川長浜線)
10 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路(その支持物を含む。)の新設、増築または改築	(1)鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、道路からできるだけ後退して設けること。 (2)電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。また、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。 (3)形態の簡素化を図ること。 (4)色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること (5)鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。		
11 建築物等の移転	それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置および敷地の緑化措置の基準による。		
12 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え	それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準による。		
13 建築物等の外観の色彩の変更	それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準による。		
14 木竹の伐採	(1)伐採は、できるだけ小規模にとどめること。 (2)道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (3)高さ 10 メートル以上または枝張り 10 メートル以上の樹木は、できるだけ伐採しないこと。 (4)伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じること。		
15 屋外における物件の堆積	(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2)原則として、道路から 2 メートル以上後退すること。 (3)遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。こと。 (4)事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあっては、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分にあっては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。 (5)農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のための植栽をすること。 (6)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (7)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (8)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とするこ		
16 土石の採取または鉱物の掘採	(1)道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。 (2)跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。		
17 水面の埋立てまたは干拓	(1)護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。 (2)埋立てまたは干拓後の土地(のり面を含む。)にあっては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な措置を講じること。		
18 土地の開墾その他土地の形質の変更	(1)樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林がある場合は、できるだけ保全すること。 (2)造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとする。こと。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとする。こと。 (3)のり面が生じる場合にあっては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。 (4)駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川または主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。 (5)広場、運動場その他これらに類するもの(都市計画法第 8 条に規定する用途地域内のものを除く。)を設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が 1.0 ヘクタール以上であるときは、敷地面積の 20 パーセント以上の敷地を緑化し、河川または主要道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。		